

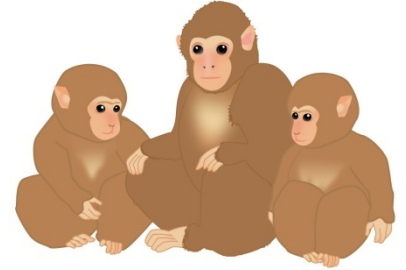


# 沢辺税理士事務所通信

平成 28 年 1 月 1 日号  
NO.021

## 本年もよろしくお願いたします！

平成28年、新しい年の幕開けとなりました。本年も、よろしくお願いたします。当事務所では、昨年12月よりスタッフが1名加わりました。昨年以上に、皆様のお役にたてますよう、「家族の次に信頼できる存在」を目指してまい進して参りますので、よろしくお願いたします。



## 平成28年度 税制改正大綱、発表される

平成28年度の税制改正大綱が昨年末に発表されました。政権の安定を反映してか、早々に発表された印象です。抜本的な改正はこれとあってありませんが、いくつか気になる点を取り上げてみました。

- (1) 平成28年度の法人実効税率を31.33% 29.97%へ引き下げ(中小法人等を除く)  
国際競争力の強化、の旗印のもと段階的に引き下げられてきた法人実効税率を20%台まで引き下げ。
- (2) 建物と一体の建物付属設備及び構築物の償却方法が、(建物に準じて)定額法に一本化  
平成28年4月1日以後取得資産から適用されます。実務的によく出る事項なので、注意が必要です。
- (3) 国家戦略特別区域における指定法人の減税  
いわゆるアベノミクスの「3本目の矢」。首都圏、関西圏、沖縄県など、国家戦略特区に指定されている地区の一定の新設法人について、5年間、所得金額の20%を控除する(=減税)。
- (4) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の創設  
いわゆる「空き家対策」として、譲渡所得税等についての特別控除を新設する。
- (5) 平成29年4月からの消費税率10%を「明記」  
併せて、飲食料品(外食、酒類除く)や日刊新聞については軽減税率(8%)が導入される。書籍、雑誌等については引き続き検討される。

上記以外にも、企業版ふるさと納税の創設、消費税等の多額の還付申告防止措置の拡大、消費税のインボイス方式の導入など、実務的に気になるものもありますが、後日機会があれば取り上げさせていただきます。

またこの他、これまでに決定等が決まっている、マイナンバー制度、ジュニアNISAの運用等がこの1月よりスタートします。

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目3番27号 段原メディカルビル3階  
TEL 082-236-3935 FAX 082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>